

# 佐川町の事業者の皆さまへ

## ～給付金と相談窓口のお知らせ～

新型コロナウイルス感染症により事業の継続に大きな影響を受けている事業者、また、感染症の拡大防止に努力いただいている事業者の皆様に、

**「コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金」より給付金を支給します。**

### ◎給付金を申請いただける事業者と給付額(概要)

基金による給付金は次の2種類です。要件に該当すれば重複して申請できます。

#### A 事業の継続を支援する給付金

- ①営業自粛等により、ひと月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者。  
一事業者につき10万円
- ②ひと月の売上が概ね300万円以上減少している事業者。

一事業者につき50万円を上限に基金が定める額

※売上が50%以上減少している事業者は国の持続化給付金の対象になります。  
対象になる事業者には、本基金によるA及びBの給付金の申請受付と併せて、持続化給付金等の申請のお手伝いをいたしますので、  
オンライン申請用のパソコンは用意しますが、ご自身のメールアドレスが必要です。  
希望される方は裏面の相談窓口までお問い合わせください。(裏面参照)

#### B 感染拡大防止の取り組みを支援する給付金

○町民の社会生活を支える事業であって、事業の継続には3密(密閉・密集・密接)を避けることが困難である事業者のうち、感染症の拡大防止のため、営業時間の短縮や施設(店舗)内の消毒などを行っている次の事業者。  
一事業者につき10万円

飲食店営業、喫茶店営業、旅館業、生活衛生業(理美容)、施術所(あん摩等)、旅客自動車運送事業、介護サービス事業、障害福祉サービス事業、保育事業、医療事業、エステティック業など  
(これ以外の業種で該当すると思われる場合はお問い合わせ下さい。)

《裏面をご覧ください》

## ◎給付金の申請方法

- 1, 表面の A,B それぞれの給付金申請書は、5月に佐川町商工会から「新型コロナウイルス感染症に関する緊急アンケート」をお送りした事業者に郵送いたします。それ以外の事業者は佐川町商工会又は佐川町役場産業振興課まで取りにお越しください。
- 2, 申請される事業者は、申請書と必要書類を下記の相談窓口へ郵送、又は持参してください。持参される場合は3密を避けるため、必ず電話(0889-22-7708)で時間の予約をお願いします。
- 3, 申請の受付期間は、5月21日から6月30日までです。(土・日を除く)
- 4, 審査の結果、要件が確認でき次第、給付金を振り込みます。(口座の入金をご確認ください)

## ◎申請に必要な書類

※申請内容を確認できる書類がない場合は給付できません。

### A 事業の継続を支援する給付金の場合

- 1, 申請書に記載した基本情報のうち、事業収入の金額が確認できるもの。
  - ・確定申告書別表1及び法人事業概況説明書の控え(法人)
  - ・確定申告書第1表及び所得税青色申告決算書の控え(個人)
  - ・2020年の対象月の売上台帳 等
- 2, 振込先口座の通帳の写し(金融機関名、口座番号義人(カナ)がわかるもの)
- 3, 下記のいずれかの本人確認書類(個人)
  - ①運転免許証(両面) ②個人番号カード ③住民票の写しとパスポートの両方
  - ④住民票の写しと健康保険証の両方

### B 感染拡大防止の取り組みを支援する給付金の場合

- 1, 振込先口座の通帳の写し(金融機関名、口座番号義人(カナ)がわかるもの)
- 2, 佐川町内で事業を実施していることがわかるもの(所在地が記入された確定申告書の控え、住所が記載されている業務の許可証や店舗賃貸借契約書、佐川町内であることがわかる写真など)
- 3, 本人確認書類(Aの3と同じ)

## ◎申請書送付先と相談窓口

※相談窓口は必ず電話で予約をお願いします。  
直接お越しただいても受付できませんのでご注意ください。

〒789-1292 佐川町甲1650-2 佐川町役場産業振興課「事業者給付金相談窓口」  
電話番号:0889-22-7708 (相談窓口は東庁舎の2階です。)

## 「コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金」について

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている町民をチーム佐川で支えあうために佐川町社会福祉協議会に設置されたものです。町民の善意の寄付と佐川町からの拠出金で運営されます。趣旨にご賛同いただける多くの町民の皆様の善意をお寄せいただければ幸いです。